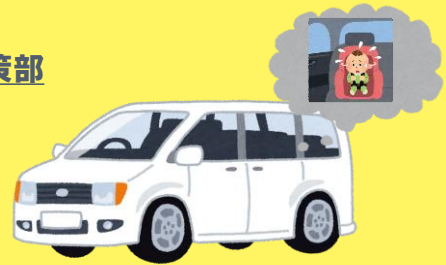


児童の車内置き去り事故を 二度と起こさないために

大阪市福祉局障がい者施策部



それでは、児童の車内置き去り事故を二度と起こさないための
研修を始めます。

児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、
障がい児入所施設、児童発達支援センターといったサービス提供
を行っている事業所が対象です。

目次

1 安全装置の装備はお済みですか？

2 みんなの点呼でこどもの生命を守りましょう。

安全装置と人の目、二つを組み合わせることで、二度と事故を起こさない。

児童の車内置き去り防止の方法は、2つあります。

1つ目は、送迎車両に安全装置の装備をすることです。

安全装置の装備はお済みですか？

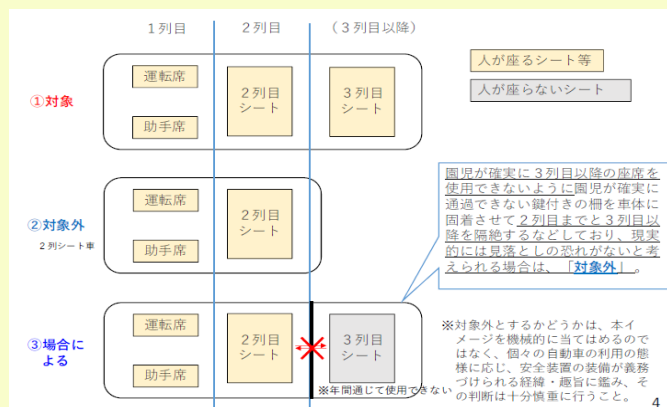
2つ目は、児童の乗車時、降車時にみんなで点呼をおこなって
所在を確認することです。

安全装置と人の目、2つの確認方法を組み合わせることで、
二度と事故を起こさないようにし、こどもの生命を守りましょう。

1 安全装置の装備はお済みですか？ ※障がい児入所施設は対象外

- ・令和4年9月、静岡県牧之原市において発生した車内置き去りによる痛ましい死亡事故を契機に、**令和5年4月1日より送迎用バスへの安全装置の装備が義務付けられています。**

装備対象車両イメージ



- ・装備対象車両は児童の送迎を目的とした**3列以上の自動車**です。
※リースや委託会社の車両も対象

(参考)国土交通省ガイドライン抜粋、設置対象イメージ図



事業所の送迎車両への安全装置の装備はお済みでしょうか？

令和4年9月に静岡県牧之原市において発生した車内置き去りによる痛ましい死亡事故を契機に、安全装置の装備が義務付けられました。なお、障がい児入所施設は児童の所在確認のみが義務付けられ、安全装置の設置は対象外です。

装備対象車両は、座席シートが3列以上ある送迎用車両です。座席シートが2列目まで、もしくは3列目以降の座席を使用できないように、確実に児童が通過できない鍵付きの柵を車体に設置し、2列目までと3列目より後部の座席を隔絶するなどして、現実的には見落としの恐れがないと考えられる場合は対象外です。なお、対象外とするかどうかは、個々の自動車の利用の態様に応じ、安全装置の装備が義務付けられた経緯や趣旨を鑑みて、判断は慎重におこなってください。

またリースや委託会社の車両も設置義務の対象となります。

安全装置の方式は降車時確認式と自動検知式の2種類あります。

(厚生労働省ガイドライン抜粋)



※装備にかかる注意事項

・子ども家庭庁ホームページのリストに掲載の安全装置を装備してください。

(参考)

安全装置のリストについて（子ども家庭庁HP）

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/list/>



安全装置は2種類あります。

1つ目は、降車時確認式の装置です。

車両のエンジンを停止させると、運転者などに車内の確認を促すための車内向けの警報が鳴ります。

車内を確認し、運転者などが車両後部の装置を操作すると、警報が停止します。

しかし、確認が一定時間行なわれない場合、更に車外向けに警報が鳴ります。

2つ目は、自動検知式の装置です。

車両のエンジンを停止させると一定時間経過後にセンサーによる車内の検知を開始します。

車内に置き去りにされた子どもを検知すると、車外に向けて警報が鳴ります。

安全装置の選定については、子ども家庭庁のホームページに掲載されているリストから選定してください。

2 みんなの点呼でこどもの生命を守りましょう。

毎日使えるチェックシート

月 日 (): 登 園 / 降 園	
☐ 同乗職員は、	バスに乗る こどもの数を数えた。
☐ 同乗職員は、	バスから降りた こどもの数を数え、 全員が降りたことを確認した。
☐ 同乗職員は、	連絡のない こどもの欠席について、 出席管理責任者に確認した。
☐ 運転手は、バスを離れる前に、	車内に こどもが残っていないことを、 椅子の下まで見落としがないか見て、 確認した。
運 転 手:	
同乗職員:	
上記報告を受けた:	

1 乗降車時の点呼、人数の確認を確実に行いましょう。

2 連絡のないこどもの欠席は速やかに保護者に確認の連絡をいれましょう。

3 乗車席の下までこどもの有無をしっかり確認しましょう。



チェック



基本の確認を大切に！

みんなの点呼でこどもの生命を守りましょう。

安全装置の設置を行うとともに、送迎の際、こどもの所在確認を確実に行ってください。

毎日使えるチェックシートを使用することもよい方法です。

確認方法は、①乗降車時の点呼、人数の確認を確実に行うこと、
②連絡のないこどもの欠席は速やかに保護者に連絡し確認すること、
③車内の確認は乗車席の下まで、こどもの有無をしっかり確認すること。

基本の確認を大切にしてください。

【参考資料】

こども家庭庁ホームページ

「こどものバス送迎・安全徹底マニュアル」、

「毎日使えるチェックシート」、

「送迎業務モデル例」など

https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/effort/anzen_kanri/



こども家庭庁のホームページに、「こどものバス送迎・安全徹底マニュアル」や「毎日使えるチェックシート」、「送迎業務モデル例」などがあり、参考になりますので活用ください。

**安全装置と人の目、二つを組み合わせることで、
二度と事故を起こさない。**

大阪市福祉局障がい者施策部

安全装置と人の目の、2つを組み合わせることで、二度と事故を起こさないようにし、こどもの生命を守りましょう。

お疲れ様でした。本研修は以上になります。